

かすみがうら市教育委員会 11月定例会会議録

1 招 集 期 日

平成30年11月29日(木)

2 招 集 場 所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	宮 本 雪 代
委 員	坂 本 雅 子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	辻 和 徳
学 校 教 育 課 長	加 藤 洋 一
生涯学習課長補佐	山 口 由 晃
スポーツ振興課長	金 子 俊 文
教育指導室室長	岡 野 浩 則
歴 史 博 物 館 長	齋 藤 裕 之
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 英 憲
千代田中地区公民館長	川原場 宗 徳
下稲吉中地区公民館長	〃
図 書 館 長	齋 藤 明
学校教育課課長補佐	岩 田 幸 生
学校教育課総務担当係長	阿 部 佳 子

6 協 議 事 項

報告第12号 かすみがうら市学校薬剤師の解職及び委嘱について
議案第27号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則について
議案第28号 かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
訓令について
協議第1号 教育委員会に対する事務の委任について

7 会 議 の 大 要

開会 午前9時00分

事務局：起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長よろしくをお願いします。

教育長：それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、11月の定例教育委員会を開催いたします。
次に「教育長報告について」私より報告させていただきます。
資料教育長動静により報告する。(11月の教育長事務報告、内容省略)以上でございます。
ただいまの報告について、何かご質問等ございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長：特にございませんか。特にないようでしたら、議事に入ります。
報告第12号「かすみがうら市学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。事務局学校教育課長の説明を求めます。

学校教育課長：報告第12号「かすみがうら市学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」、平成30年11月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市学校管理規則第20条に基づき、下記のとおり解嘱及び委嘱しました。つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。以上でございます。

教育長：ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

委員：1名が解嘱されて2名が委嘱され、1名増えるということは何か理由があるのでしょうか。

学校教育課長：こちらから2名の配置をお願いした訳ではなく、薬剤師会の方から2名の推薦をされております。前任者が一人で5校を受け持っていたということで、他の方がそれぞれ2～3校で受け持っている例が多いので、一人で5校では多いのではないかとということで、2名推薦していただいたと思います。

教育長：その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長：質疑がないようですので、報告第12号については報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長：ご異議なしと認めます。よって報告第12号については、報告のとおり承認いたします。

次に議案第27号「かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局千代田中地区・下稲吉中地区公民館長の説明を求めます。

千代田中地区公民館長 : 議案第27号「かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、平成30年11月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。標記の件について、かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。こちらは下稲吉中地区公民館が、わかぐり運動公園体育館内に事務所を置いたことによりまして、規則の改正をするものでございます。こちらの方は平成30年4月1日より事務所の設置を行っております。改正内容につきましては、第2条第1項中「及び」を「を、わかぐり運動公園体育館に」に改め、同条第2項の表中「千代田公民館内に千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館を設置」だったものを、「千代田公民館内に千代田中地区公民館、わかぐり運動公園体育館内に下稲吉中地区公民館」に改めるものでございます。附則につきまして、この規則は、公布の日から施行し、条例施行規則の規定は、平成30年4月1日から適用するとするものでございます。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 下稲吉中地区公民館が他の公民館と違って、公民館という施設がない状態が続いているのですが、わかぐり運動公園体育館へ事務所移転となりましたけれども、将来的にはどのような予定になるのでしょうか。

千代田中地区公民館長 : 現在、下稲吉中地区公民館の事務所として、わかぐり運動公園体育館を使わせていただいているのですが、もともと28年度の年度末、29年3月に下稲吉中地区公民館のコミュニティ推進員から要望書が提出されまして、地区内で事務所が欲しいということで、下稲吉小学校の北校舎、若しくは働く女性の家の一部を借用することができないかと話を進めていたところなのですが、29年度末にわかぐり運動公園体育館の事務所内に置いたらどうかという話になり、今のところ暫定的に置いている状況でございます。神立駅周辺の開発に伴い、仮に働く女性の家内の出張所が別の場所に移った場合には、出張所の場所に下稲吉中地区公民館・コミュニティ施設のような形で置くような話がされているところなのですが、結果としましては未だ方向性として決定していない状況です。

委 員 : わかぐり運動公園体育館に事務所設置というのは暫定的なものであって、今後、神立駅周辺の開発などにより、また検討されるということでしょうか。

千代田中地区公民館長 : はい。29年度末に話をさせていただいたところでございます。実際のところ、わかぐり運動公園体育館事務所には、今現在、職員1人を配置しておりますが、施設が体育館設備なので、会議を行うところがなく、下稲吉中地区公民館で行っている講座や、下稲吉中地区公民館コミュニティ推進員の方は、働く女性の家や勤労青少年ホーム、大塚ふれあいセンターを借りている状況であり、最終的には千代田中地区公民館と同じように、公民館単独で事業が全部収まる施設が必要だとは思っております。

委 員 : とても人口の多い地区で、利用される方もたくさんいますので、是非、皆が集まれる活動の拠点ができると良いと思います。

教 育 長 : その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第 27 号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号については、原案のとおり決します。

次に議案第 28 号「かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」と関連案件であります協議第 1 号「教育委員会に対する事務の委任について」を一括して議題といたします。

事務局学校教育課の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長 : 議案第 28 号「かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、平成 30 年 11 月 29 日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。標記の件について、かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正するものでございます。改正前の内容でございますが、別表第 2 としまして、財務事項等別専決基準表の中に(1)庶務関係と(2)財務関係の 2 つがございましたが、今回改正するのは、(2)財務関係でございます。こちらが市長部局の改正に伴いまして、教育委員会ではそれを準用するということから教育委員会の財務関係は削除ということになります。続きまして、関連するということで協議第 1 号「教育委員会に対する事務の委任について」、平成 30 年 11 月 29 日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成 30 年 11 月 5 日付け、か政策第 105 号で市長から「教育委員会に対する事務の委任について(協議)」が別紙のとおり提出されましたので、その内容を協議するものでございます。平成 30 年かすみがうら市訓令第 3 号、「かすみがうら市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、かすみがうら市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を次のように改正する。第 2 条中第 1 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 1 号とし、第 9 号から第 14 号までを 7 号ずつ繰り上げる。第 3 条に次の 2 号を加える。(7)別表第 1 に掲げる財務関係事務に関すること。ただし、教育委員会に配当された予算に基づくものに限る。(8)別表第 2 に掲げる契約関係事務に関すること。ただし、教育委員会に配当された予算に基づくものに限る。第 3 条に次の 1 項を加える。2 前項第 7 号及び第 8 号に規定する事務における専決権者は、市事務決裁の例による。この場合において、別表第 1 に掲げる事務について副市長以上の決裁を要するもの、及び別表第 2 に掲げる事務について総務部長以上の決裁を要するものについては、教育長の合議を経るものとする。附則の次に別表として次の 2 表を加えるものでございます。

ただいま申し上げた内容の新旧対照表がございまして、左側の改正前になりますが、委任事務(1)から(7)が削除となっております。付け加えるものとして、右側の改正後になりますが、補助執行事務(7)と(8)が付け加えられております。先程の議案第 28 号の事務決裁規程に関連して改正をするものでございます。以上です。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

教 委 員 : 規則の改正とか説明受けても分かりづらいので、簡単に分かりやすく説明していただければと思います。

学校教育課長： 改正前の委任事務、その委任事務というのが、市長から教育委員会に対する事務の委任ということで、事業としては教育長名で行える事業でございました。これが委任事務でございます。それが廃止となりまして、補助執行事務、こちらは同じく市長から教育委員会に対して委任される事務なのですが、教育長名ではなく市長名で行う事務ということで、行うことは今までと変わらないのですが、市長部局に合わせて、市長名で行う事務を教育委員会が委任されて行う事務ということになります。

委員： 決裁、執行が教育長だったのが、市長部局の執行権者になるということで、内容的には変わっていないということですね。

学校教育課長： はい。そのとおりです。

教育長： その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長： 質疑がないようですので、議案第28号と協議第1号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長： ご異議なしと認めます。よって、議案第28号については原案のとおり決し、協議第1号については「異議ありません」との内容で回答したいと思います。

次に、事業報告及び事業計画に入りますが、平成30年市議会第4回定例会一般質問に教育委員会に関する質問がございましたので、その概要を教育部長より説明願います。

教育部長： 平成30年度第4回市議会定例会が、11月20日から12月5日まで16日間の予定で現在開かれております。先程、教育長から話がありましたとおり11月21日、22日、26日の3日間におきまして7名の議員から一般質問がございました。そのうち教育委員会に関連する質問が5名の議員から出されました。今回の主な概要につきましてご報告をさせていただきます。まず1人目、古橋議員でございます。1つ目の質問といたしまして、産休・育休等の代替え教員の配置につきまして、積極的な働きかけが必要ではないかというようなご質問をいただきました。答弁の概要といたしましては、現在10名の教職員が育休等を取得しているところで、補充として県から配置はされておりますけれども、教育免許状を所有した志願者がいないため、うち2名が配置できない状況となっております。校務分掌の再編等により対応はしておりますが、不十分な状況も見受けられることから、今後も積極的に人材確保に努めてまいりたいと答弁をさせていただきました。2つ目でございますが、これまで学校統合に伴う施設整備が実施されて参りましたが、教員の配置など教育振興費等の経費への配慮がなされているのかとのご質問でございました。答弁の概要といたしまして、教育費予算に関しましては、これまで学校統合等に係る施設整備が進められて来ましたことから、いわゆるハード事業が、全体の約70%を占めており、教育振興事業、いわゆるソフト事業に関しましては、ほぼ横ばいの状態にあるということをご説明させていただきました。県負担による教員加配に加えまして、市単独での教育指導室の設置や、更なる教員等加配を説明させていただきまして、各学校

の規模、人的構成等によりまして十分でない状況も見受けられますので、今後とも人的加配の適正な予算確保に努めてまいりたいと答弁させていただきました。続きまして、千代田中学校区統合小学校の建設に多額の経費を投入することになりますけれども、投資の少ない霞ヶ浦中学校区及び下稲吉中学校区の小中一貫教育を含めまして、どのような学校を目指すのかというご質問でございました。答弁といたしまして、千代田中学校区統合小学校に関しましては、小中一貫教育の特徴を最大限発揮できる学校の建設を目指すとともに、小中学校教員の相互授業や小学校高学年の教科担任制などによりまして、より一層専門的な学習が進められるような学校を作ってまいります。霞ヶ浦中学校区及び下稲吉中学校区につきましては、施設分離型の小中一貫教育となることから、基本的な部分は変わりはありませんが、小・小連携等も必要となってまいりますので、適正な教員配置に努めるとともに市内のすべての児童生徒が等しく、市の目指す児童生徒像に近づけるよう努めてまいりますと答弁をさせていただきました。続きまして、2人目の佐藤議員からのご質問でございます。毎回ご質問がございしますが、学校給食費の無料化と公会計化につきまして、議論や検討はなされているのかとのご質問をいただいております。答弁といたしまして、学校給食費の無料化につきましては、継続的な財源の確保が困難な状況であることから、実施する時期でないと答弁させていただきました。公会計化につきましては、課題の整理等を実施していく中で、今後、他自治体の事例なども参考としながら、教職員の負担軽減に向け検討をしてまいりたいと答弁させていただきました。続きまして、3人目の設楽議員からのご質問でございます。こちらは地区公民館に関するご質問でございます。まず1点目、地区公民館に関しまして、社会教育法と市公民館条例、同施行規則、公民館運用規則の整合性が取れていないのではないか、現在の組織となった要因はどこにあるのかというご質問をいただいております。答弁といたしましては、平成25年に実施されました事業仕分けにおきまして、公民館事業について霞ヶ浦地区のみ公民館事業があるのは不均衡であると仕分けを受けまして、同年度市内中学校区単位で公民館事業を展開することを決定いたしました。検討委員会や公民館運営審議会でも議論を重ねたうえで、現在、社会教育法第24条の規定に基づきまして、公民館設置・管理条例や同施行規則等を定め運営をしております。事業につきましても、従前と変わらず順調に進められておりますとの答弁をさせていただきました。2点目ですが、下稲吉中学校区及び千代田中学校区の地区公民館には施設は無いけれども、かすみがうら市の公民館はどのような組織を目指しているのかとのご質問がございました。答弁といたしましては、下稲吉中・千代田中地区公民館については、公民館施設は現在ございませんけれども、公民館組織として位置づけられておりまして、コミュニティ推進委員も公民館の役職員となって現在、活動しております。公民館組織につきましては、基本的な部分は保ちつつ、地域の民意に基づき、組織されるべきものと考えていると答弁させていただきました。続きまして3点目でございますが、社会教育法と公民館条例の不整合をとり、同施行規則を整理する必要があるのではないかというご質問をいただきまして、霞ヶ浦中学校区の名称変更については引き続き、霞ヶ浦中地区公民館支館長、副支館長、支館主事におきましては引き続き協議を進めてまいります。旧地区公民館ですが暫定利用状況等を踏まえまして、今後、施設の在り方を含めて精査をしてまいりたいと答弁させていただきました。続きまして4人目の小座野議員からのご質問でございます。まず、千代田中学校区の統合については、小中一貫校となるのか、また児童たちの心情についてはどのように配慮するのかとのご質問をいただいております。答弁といたしまして、平成29年3月の市長表明を受けまして、市内全小中学校において小中一貫教育を実施すべく、平成30年3月に小中一貫教育基本方針を改訂いたしました。統廃合前に小学校間の連携

や小中連携を密接に図りながら、児童生徒の心情等に十分配慮しながら進めてまいりますと答弁させていただきました。続きまして、小中学校スクールバスについては通学距離制限等を廃止いたしまして有料化も検討されてはどうかというようなご質問をいただいております。こちらにつきましては、今後議論を重ねながら検討してまいりたいと答弁とさせていただきます。続きまして、千代田中学校区の統合校におきまして、プールの扱いはどのようなになっているのかというご質問に対しまして、現在、千代田中学校プールは老朽化に伴いまして使用を停止している状況にあります。B&G海洋センタープールを現在、代替として活用しております。統合整備におきましては、現在のプール施設は解体しまして、スクールバスの乗降場となる予定でございますので、統合後の小学校におきましても、海洋センターのプールを活用していくことが妥当ではないかと考えているところでございます。移動手段につきましては、中学生は自転車、小学生はスクールバスの活用を検討してまいりたいと答弁させていただきます。続きまして、現在の海洋センタープールを使用している千代田中学校の移動時間等を勘案しますとプールに入れる時間は実際にどのくらいの時間なのかというご質問がございました。答弁といたしましては、現在、2時限を1単位としてプールの時間に充てておりますけれども、往復の移動時間と着替え等で要する時間が約50分ですので、プールに入れる時間は60分程度と答弁させていただきます。続きまして、海洋センタープールは一般の方も利用しますけれども、小中学校で利用した場合に、プールの運営に支障が出ないのかというご質問をいただいております。答弁といたしましては、今期の千代田中学校の利用回数、7月上旬の平日5日間、同じく上佐谷小学校においても平日3日間の利用をしている状況です。中学校が1日当たり70名から100名の利用しておりますけれども、7月上旬の平日ということで、一般のお客さんは1日当たり5名から10名程度でございます。現在、支障もなく運営ができておりますとの答弁させていただきます。当分は小学校の人数が更に増えることとなりますが、カリキュラムの調整等を十分に行いまして支障が出ないように運営をしてまいりたいと答弁させていただきます。続きまして、5人目の来栖議員からのご質問でございます。人生100年時代を迎えるにあたりまして、人口減少の中で子供たちが、社会の担い手として成長していくためには、生涯を通じた教育が欠かせないものではないか、リカレント教育を絡めた本市の教育についての見解を伺うというご質問でございました。これにつきまして、義務教育におきましても時代の変化に伴い、英語教育の小学校必修化や理科教育の強化、道徳の教科化など、改革が進められており、本市におきましても、子どもミライ学習を取り入れるなど、子どもたちが新たな経験をすることにより、将来の可能性の拡大に大きな期待を寄せているところであります。本市では、市民のライフステージやニーズに応じたさまざまな講座、教室等を開催し、知識や教養を身につけ、自らを磨くことで、より豊かな人生を実現させるよう生涯教育環境づくりを進めており、今後ともリカレント教育の良いきっかけづくりとなるよう各種事業を宣伝してまいりたいと答弁とさせていただきます。以上、5名の議員の一般質問の概要でございます。

教 育 長 : ただ今の説明に対しまして、何かご質問ございますか。

委 員 : 産休・育休代用の先生が2名欠員中ということで、学校内でやりくりしている状況と思いますが、年度の途中で規模の小さい余裕のある学校から欠員を補充してもらうことはできないのでしょうか。

教育指導室室長 : 年度途中での産休・療休等により欠員の補充が出来ない状況でございま

す。下稲吉小学校に関しましては、4名が9月頃から欠員の状態が続いていましたが、1人は霞ヶ浦中学校の少人数指導の小学校免許を持っている講師を10月1日付けで異動し小学校の方に任用していただきました。あともう1人は、海外青年協力隊で夏休み後の9月に戻ってきた方がおりましたので、その方をお願いいたしました。実質2名の欠員がいる状況ですが、他の学校も余裕がある状態ではないので、これ以上は動かせないということと、免許を持っていない講師を任用することができないこと、あと人事が発令されておりますので、その発令を解除するには本人の同意が第1条件となり、本人の同意と学校の状況が許さない限り難しいと思います。そのようなことから、就職情報サイト等への登録及び各大学のリクルート部への資料提供とアプローチは継続して行っております。また、今年度の教員採用試験に受験した方々への電話勧誘、退職された先生方への説得を4月1日から続けておりますが、なかなか良い結果が得られないということで、今後も精力的に勧誘し、1日でも早く未補充が無いようにしていきたいと思います。

教 育 長 : 付け加えまして、講師が非常に足りないことは、かすみがうら市ばかりでなく、茨城県下または全国規模で先生が補充できない欠員状態になっている状況が続いているとマスコミ等にも取り上げられ、大きな問題になっています。その問題の一つには免許更新制がスタートし、免許更新するには4～5万円かかり、教員にならない人が10年に1回、免許を更新するために4～5万円を払って免許を維持し続けることは、なかなか厳しい状況になってきていると思います。それで免許が失効してしまい、講師の絶対数が足りないということで、茨城県教育長会議でも話題になり、この状況を改善するため文科省に働きかけや、免許更新制の廃止の要望を出させていただきました。また、中学校の免許しかない方でも、臨時免許制度ということで小学校の教員として採用できるようなことも考えてもらいたいと要望として出しております。ただ、抜本的な解決策というのは、今のところ見いだせない中で、現場は大変苦勞しているということですが、現在、指導室長も毎日のように県南教育事務所にて講師をあたっていますが、見つからない状況であり、どこの市町村でも頭を悩ませている大きな課題であることもご理解いただけたらと思います。

委 員 : 一生懸命、探していただいていることは存じておりますが、それでも見つからない状況ですので、市内の先生方でやりくりできないのかと思い質問いたしました。

教 育 長 : 出来ることはやっていきたいと思いますが、先程、指導室長から説明がありました霞ヶ浦中学校から1名、一旦任用を外し、下稲吉小学校へ任用替えを行ったとありましたが、これはかなり稀有なことだと思っております。なかなかそういうことは難しい状況ですので、何とか良い方向に行けば、少しでも子供たちが安心して教育が受けられるような状況を確保していかなければならないと思っております。

委 員 : 1日でも早く、新しく勤めていただける方が見つければ良いのですが、見つからない時には、新たにどうしていくかを考えていただきたいと思います。

教 育 長 : その他、何かご意見ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : それでは次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より順次、説明をお願いいたします。

学校教育課の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

生涯学習課の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

教 育 長 : お諮りします。ここで10分間の休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : それでは暫時休憩といたします。

－ 休 憩 －

教 育 長 : それでは休憩前に引き続き、会議を進行いたします。スポーツ振興課より説明をお願いいたします。

スポーツ振興課の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

歴史博物館の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

千代田中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

図書館の事業報告及び計画を説明
(11月の事業報告及び12月の事業計画、内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 特にないようなので、その他の事項に入ります。報告事項等がありましたら説明をお願いします。

(報告事項等なし)

教 育 長 : 特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。
次回の定例教育委員会は12月26日(水)午後2時から霞ヶ浦庁舎大
会議室で行いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : それではそのようにいたします。
以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠
にありがとうございました。

事 務 局 : 起立、礼。

閉 会 午前10時24分